# 了那府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町 発行所 京 都 府

政策法務課 電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入 中西印刷株式会社 印刷所 電話 (075) 441-3155

#### 次

○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届

出区域の指定の一部の解除

○随意契約の相手方の決定

○落札者の決定

○道路の区域変更

○道路の供用開始

(山城北保健所) 315 (医療課)

(道路建設課) 316

(乙訓土木事務所)

// )

公 告

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届

出

(丹後広域振興局) 316

○土地改良区役員の就退任届

(南丹広域振興局) 317

○土地改良事業の施行認可

(農村振興課) 318

○公募型プロポーザルの実施

(道路管理課)

公安委員会

○落札者の決定

321

#### 京都府告示第289号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、同条第1項の規定により指定した区域の一部に ついて、次のとおり指定を解除する。

令和3年5月18日

京都府知事 西 脇 隆俊

告示番号	指定した区域	土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省   令第29号)第31条第1項及び第2項の基準   に適合していない特定有害物質の名称	指定を解除する区域	講じられた 汚染の除去 等の措置
令和2年京 都府告示第 358号	八幡市橋本焼野7の2の一部及び7の9の一部(次の図に示す部分に限る。)	鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物がない。	八幡市橋本焼野7の2 の一部及び7の9の一 部(次の図に示す部分 に限る。)	土壌汚染の 除去

備考 この表に掲げる区域は、指定の日における行政区画その他の区域によって表示されたものである。

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城北保健所及び京都府府民環境部環境管理課において縦 覧に供する。)

+040+-

#### 京都府告示第290号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和3年5月18日

京都府知事 西 脇 降俊 1 契約内容

京都府救急医療情報センター管制保安管理業務委託

2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府健康福祉部医療課

京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

- 3 契約日
  - 令和3年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び住所 NTTデータカスタマサービス株式会社西日本支社 大阪市北区堂島3丁目1番21号 NTTデータ堂島 ビル11階
- 5 契約金額 41, 316, 000円
- 6 契約の方法 随意契約
- 7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特 例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1 項第1号

+010+-

#### 京都府告示第291号

落札者を次のとおり決定した。

令和3年5月18日

京都府知事 西 脇 降俊

- 1 工事の名称及び数量 宇治木屋線(犬打峠)道路新設改良工事(犬打峠ト ンネル (仮称) (和東工区)) 延長 1,059メートル
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府山城南土木事務所企画・総務契約課 木津川市木津上戸18番地の1
- 3 落札決定日 令和3年4月12日
- 4 落札者の名称及び所在地 飛島・公成・イチグミ特定建設工事共同企業体 代表者 飛島建設株式会社 大阪市中央区道修町3丁目4番10号
- 5 落札金額 3,055,800,000円
- 6 契約の方法 一般競争入札
- 7 入札公告日 令和3年1月26日

# 京都府告示第292号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定 により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和 3年5月18日から令和3年6月1日まで縦覧に供する。

令和3年5月18日

京都府知事 西 脇 隆俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 開田長岡京停車場線
- 3 道路の区域

区	間	変更 前後 別	敷地の	(幅員	延	長
長岡京市天神1から	丁目510の 5	前	最小最大	7. 5 8. 7		m
長岡京市天神1まで	丁目510の2	後	最小最大	8. 0 8. 7		19. 3

4 縦 覧 場 所 京都府乙訓土木事務所及び京都府建 設交通部道路管理課

-10601-

#### 京都府告示第293号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定 により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和 3年5月18日から令和3年6月1日まで縦覧に供する。

令和3年5月18日

京都府知事 西 脇 隆俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 開田長岡京停車場線
- 3 供用開始の区間及び期日

区	間	期	日
長岡京市天神1丁目 長岡京市天神1丁目		令和3年	5月18日

4 縦覧場所 京都府乙訓土木事務所及び京都府建 設交通部道路管理課

# 公

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第

5条第1項の規定による変更の届出があったので、その 届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則(平成12年京都府規則第38号)第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和3年5月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

## 1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社フクヤ 宮津市字鶴賀2110番地 代表取締役 平野 功
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 クスリのアオキ宮村店 宮津市字宮村小字辻町1177番地の1ほか
- (3) 変更の内容

変更しよう とする事項	変更前	変更後	変 更 年月日	変更理由
大規模小売 店舗におい て小売業を 行う者の開 店時刻及び 閉店時刻	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後8時45 分	開店時刻 午前8時 閉店時刻 午前0時	令 3. 5. 1	小売事業者入 替えに伴う営 業計画変更の ため
来客が駐車 場を利用す ることがで きる時間帯	午前8時30 分から午後 9時15分ま で			

# 2 届出年月日 令和3年4月28日

3 縦覧場所

京都府丹後広域振興局農林商工部農商工連携・推進 課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

4 縦覧期間

令和3年5月18日から令和3年9月21日まで

5 意見書の提出先

京都府丹後広域振興局農林商工部農商工連携·推進 課

+040+=

亀岡市昭和池土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和3年5月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

#### 1 就任役員

#### (1) 理事

	住	所	氏	ì		名
亀岡	市曽我	部町犬飼地蔵又33の1	石	野	次	夫
"	"	中前通29の1	山	本	安	彦
"	"	法貴一ノ井出10	江	見	政	幸
"	"	犬飼地蔵又10	松	本	孝	之
"	"	南条上河原30の2	和	田	美	義
"	"	西条上千代4	原	田	愼	吾
"	"	重利先代25	桂		光	正
"	"	穴太河原口20の1	美	馬	悦	雄
"	"	寺広畑32	Щ	脇	辰	也

#### (2) 監事

住		所	氏		名	
亀岡	市曽我	部町南条屋敷37の8	竹	内	芳	夫
"	"	穴太藤ノ木2	小	島	義	秀
"	"	中前通50	前	田		泉

#### 2 退任役員

# (1) 理事

住		所	氏			名	
亀岡	市曽我	部町犬飼地蔵又33の1	石	9	野	次	夫
"	"	中前通50	前	î E	Н		泉
"	"	法貴一ノ井出10	江		見	政	幸
"	"	犬飼地蔵又10	松	: 7	本	孝	之
"	"	南条屋敷37の8	竹		勺	芳	夫
"	"	西条上千代4	原		H	愼	吾
"	"	重利先代25	桂			光	正
"	"	穴太藤ノ木37の1	齋	月	嫀	孝	章
"	"	寺地明谷18の 1	直	. 7	木		勲

#### (2) 監事

住			所	氏		名	
亀岡	市曽我	部町法貴茶屋上又	. 2	八	田	修	好
"	"	寺城ケ裏42の	1	三	好	裕	司
"	"	重利先代12		並	河		亨



和知町土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法 (昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、 次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和3年5月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

#### 1 就任役員

### (1) 理事

住			所	氏	氏		名
船井	郡京丹	波町西河内雫気	矢24の 1	藤	田	直	也
	長岡京市東神足2丁目14の1の505号 藤和シティホームズ神足505					甚	吾
船井	船井郡京丹波町大倉道ノ上32			乾			正
"	"	坂原旭5		片	Щ		睦
"	"	広瀬大草1	.9	片	Щ	栄	治
"	"	才原西ノ前	前32	野	間		義

#### (2) 監事

	住		所	氏			名
船井	‡郡京丹	波町上乙見居モ	<b>ラフ</b> 8	片	Щ	輝	夫
"	"	本庄馬森 5	iの1	春	田		貢

#### 2 退任役員

#### (1) 理事

住所	氏			名
南丹市八木町八木東所116の41	Ξ	嶋		浩
船井郡京丹波町長瀬西ノ元32の1	山		富	雄
〃 〃 中山下35	仲	井	範	夫

船井	郡京丹泊	波町小畑天神5の1	5	築	山	茂	治
"	"	角清水15	7	公	下	博	幸
"	"	稲次野畠12	J	片	Щ	貞	夫

#### (2) 監事

	住		所		氏			名
船井郡京丹波町下粟野西反圃75					江	本	正	昭
"	"	出野柳ヶ	迫16		藤	Щ	英	1



土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項に おいて準用する同法第10条第1項の規定により、京都市 左京区花脊別所地区共同施行土地改良事業の施行につい ては、令和3年5月10日認可した。

令和3年5月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊



次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

令和3年5月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

#### 1 業務概要

(1) 業務の名称

京都府道路情報管理・提供システム更改(再構築) 及び運用保守業務

(2) 業務の内容

「京都府道路情報管理・提供システム更改(再構築)及び運用保守業務に係る仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約日から令和9年3月31日まで

(うちシステム開発:契約日から令和4年3月31

日まで

運用保守: 令和4年4月1日から令和9年3月31 日まで)

(4) 委託上限額 (消費税及び地方消費税を含む。) 102,000千円

(内訳) システム開発:40,000千円

運用保守:62,000千円(5年計)

#### 2 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満 たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定 の日までの期間に、京都府の指名競争入札において 指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2 条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。) に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。 ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
  - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を 代表する者で役員以外のものが暴力団員である者 又は暴力団員がその経営に関与している者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る 目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力 団の利用等をしている者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、 又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力 団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき 関係を有している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又 は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に 属する者に該当しないこと。
- (7) この業務については高度な技術、知識及び経験が必要なため、過去10年間(平成23年度以降)に国、都道府県又は政令指定都市と締結した契約において、道路情報提供システム(通行規制情報をWEBで一般に情報提供を行うシステム)の開発・改修業務を元請として履行した実績を有する者を含むものとする。

※ 共同提案については、代表者の実績とする。

#### 3 参加手続

(1) 担当部署及び問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ 内町

京都府建設交通部道路管理課

電話番号 (075) 414-5261 ファクシミリ番号 (075) 432-2074 電子メールアドレス doroka@pref.kyoto.lg.jp

(2) 募集要領等の配布

ア 配布期間

令和3年5月18日(火)から令和3年6月28日 (月)まで(日曜日及び土曜日を除く。午前9時から午後5時まで)

イ 配布場所及び受付場所

上記(1)の担当部署で配布するほか、京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」(http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html)(以下「ホームページ」という。)からダウンロードすることができる。

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

令和3年5月18日(火)から令和3年6月28日 (月)まで

- ※ 提出期限後に到着した応募書類は、無効と する。
- イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

持参(平日の午前9時から午後5時まで)又は 郵送(書留郵便に限る。)

- 4 事前説明会
  - (1) 開催日時

令和3年5月31日(月)

(2) 開催場所

京都府公館第5会議室

- ※ コロナ等の影響により、オンラインに変更する場合があります。
- (3) 申込方法

事前説明会に参加を希望する者は、令和3年5月27日(木)午後5時までに参加申込書(様式任意:会社名、連絡先、出席者名)を作成し、3の(1)に提出すること。(ファクシミリ可、ただし着信確認の電話を行うこと。)

(4) 説明会への申込期限令和3年5月27日(木)午後5時まで

- 5 質疑・回答
- (1) 受付期間

公募開始日から令和3年6月7日(月)まで 午 後5時必着

(2) 質疑方法

持参のほか、郵便、ファクシミリ又は電子メールにより、3の(1)の担当部署に提出すること。

(3) 質疑様式等

様式は自由とするが、次の点に留意して記載する こと。

ア 件名は「京都府道路情報管理・提供システム更 改(再構築)及び運用保守業務に関する質問」と すること。

- イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレスを 記載すること。
- ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。
- (4) 回答日

令和3年6月14日(月)

(5) 回答方法

質問への回答はホームページに掲示し、個別には 回答しない。

- 6 応募書類
- (1) 提出書類

「提出書類一覧」のとおり

(2) 企画提案書の作成方法

「企画提案書作成要領」のとおり

なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

- (3) 提出された応募書類の取扱い
  - ア 提出された企画提案書は、このプロポーザル手 続における契約の相手方の候補者選定以外の目的 では使用しない。ただし、公文書公開請求があっ た場合は、京都府情報公開条例(平成13年京都府 条例第1号)に基づき取り扱うこととする。
  - イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に 必要な範囲において、複製を行うことがある。
  - ウ 提出された応募書類は、返却しない。
  - エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
  - オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権等日本 国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対 象となっているものを使用した結果生じた責任 は、提案者が負う。

#### 7 評価方法等

(1) 評価基準

「評価基準」のとおり

- (2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施 企画提案書及び価格提案書について、プレゼン テーション及びヒアリングを実施する。時間、場所 については、別途通知する。
- (3) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及 びヒアリングについて、評価基準に基づいて、外部 有識者の意見(採点等)を聴取した上で評価する。

- (4) 候補者の選定方法
  - ア 失格者を除いた者のうち、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
  - イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額 が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選 定する。

なお、金額も同額の場合については、当該者 は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作 成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価 な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア及びイに関わらず、総合点が60点未満の場合

は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ この募集要領に示した企画提案書等の作成及び 提出に関する条件に違反した場合
- ウ 価格提案書の金額が、1の(4)の委託上限額を超 える場合(システム開発、運用保守のどちらかー 方が超えた場合も失格とする。)
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を 問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不 正行為を行った場合
- 8 選定結果の通知及び公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目をホームページに公表するとともに、3の(1)の担当部署において閲覧に供するものとする。

#### 【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1)以外の参加者の名称及び総合点

(1)以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。

参加者が(選定業者+1)者の場合、次点者の得 点は公表しない。

- (3) 外部有識者の所属及び役職名並びに氏名
- 9 契約手続
- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と京都府との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受託者は、契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号)第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 契約代金の支払については、前払金及び精算払とする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を 締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提 出すること。

なお、この場合、次順位者を候補者とする。

# 10 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替え、訂正又は再提出をすることはできない。ただし、府から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、府が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング、プレゼン

テーション等に要する経費は、提案者の負担とする。

- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年 法律第51号)に定める単位とする。
- (7) 参加者が1者の場合は、このプロポーザル手続を 中止することがある。
- (8) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年京都府告示第485号)に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。
- (9) 令和4年度以降の府の歳入歳出予算において、選 定業者に支払うべき委託料が減額され、又は削除さ れたときは、契約を解除することがある。

#### 11 Summary

(1) Name of the contract

Renewal (reconstruction) of Kyoto Prefectural road information management and dissemination system and operational maintenance service

(2) Main contents of the contract

Renewal (reconstruction) of Kyoto Prefectural road information management and dissemination system and operational maintenance service

Contract period: From the contract date to March 31st, 2027

(3) Period for the distribution of bid notification document

To be distributed at the section in charge listed below or via the Kyoto bid information disclosure online system (http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html)

From Tuesday, May 18th, 2021 to Monday, June 28th, 2021 (excluding Saturdays, and Sundays) From 9:00~a.m. to 5:00~p.m.

(4) Deadline for the submission of application documents for participation

From Tuesday, May 18th, 2021 to Monday, June 28th, 2021

(5) For further information, please contact the following section which is in charge of the contract

Road Management Division, Kyoto Prefectural Department of Construction and Transportation

Address: Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan

TEL: 075-414-5261 FAX: 075-432-2074 Email: doroka@pref.kyoto.lg,jp

# 公安委員会

#### 京都府警察本部告示第56号

落札者を次のとおり決定した。

令和 3 年 5 月18日 京都府警察本部長 上 野 正 史

- 1 落札に係る物品の名称及び数量 路側式道路標識 一式
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府警察本部総務部会計課 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
- 3 落札者を決定した日 令和3年4月1日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社建巧社 京都市右京区太秦西蜂ヶ岡町4
- 5 購入予定数量及び契約金額

区分	予定数量	契約金額(税込)
主標識板	1, 980枚	32, 056, 200円
補助標識板	822枚	3, 931, 950円
支柱等	1,231本(組)	18, 277, 710円
移設等	3, 580箇所(枚)	4, 356, 165円
塗装	5 m²	7, 975円

- 6 契約の方法
  - 一般競争入札
- 7 入札公告日 令和3年2月12日

月額購読料 2,930円 321